京都市告示第８０７号

平成３０年１２月２８日京都市告示第５００号（京都市建築基準法施行細則に基づき付加する調査項目等の指定）を次のように改めます。

令和７年３月３１日

京都市長　松　井　孝　治

京都市建築基準法施行細則（以下「細則」という。）第２８条第３項の規定に基づき市長が定める項目、方法及び結果の判定基準（以下「付加する調査項目等」という。）並びに同条第４項の規定に基づき市長が定める建築物は、次のとおりとする。

１　付加する調査項目等

付加する調査項目等は、次の表のとおりとする。

<table>
<tr><th>区分</th><th colspan="2">調査項目</th><th>調査方法</th><th>判定基準</th></tr>
<tr><td>⑴</td><td rowspan="2">随時閉鎖又は作動をできる防火設備（防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限り、令第１６条第３項第２号又は細則第２９条第１項第１号に規定するものを除く。以下「随閉防火設備」という。）</td><td>各階の主要な随閉防火設備（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）の昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第二号イに規定する基準についての適合の状況</td><td>防火扉にあっては、扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。防火シャッター等にあっては、作動させて確認する。</td><td>昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第二号イの規定に適合しないこと。</td></tr>
<tr><td>⑵</td><td>煙又は熱を感知し自動的に閉鎖又は作動させる装置の設置の状況</td><td>目視又はこれに類する方法（以下「目視等」という。）により確認する。</td><td>建築基準法施行令（以下「令」という。）第１１２条第１９項の規定に適合しないこと。</td></tr>
</table>

区分	調査項目		調査方法	判定基準
⑶		本体、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（令第１１２条第１９項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
⑷		各階の主要な随閉防火設備の閉鎖又は作動の状況	防火設備の閉鎖又は作動を確認する。	防火設備が閉鎖又は作動しないこと。
⑸		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火設備の閉鎖又は作動に支障があること。
⑹	常時閉鎖又は作動した状態にある防火扉（各階の主要なものに限る。）	防火扉（人の通行の用に供する部分に設けるものに限る。）の昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号に規定する基準についての適合の状況	扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。	昭和４８年建設省告示第２５６３号第１第一号の規定に適合しないこと。

区分	調査項目		調査方法	判定基準
⑺		扉、枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。	変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能（令第１１２条第１９項第二号に規定する特定防火設備又は防火設備に限る。）に支障があること。
⑻		閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視等により確認する。	物品が放置されていること等により防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
⑼		扉の取付けの状況	目視等又は触診により確認する。	取付けが堅固でないこと。
⑽		固定の状況	目視等により確認する。	防火扉が開放状態に固定されていること。
⑾	換気設備（細則第２９条第１項第２号に規定するものを除く。）	換気設備の作動の状況	各階の主要な換気設備の作動を確認する。	換気設備が作動しないこと。
⑿		換気の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	換気の妨げとなる物品が放置されていること。
⒀	可動式防煙壁	可動式防煙壁の作動の状況	各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。	可動式防煙壁が作動しないこと。

区分	調査項目		調査方法	判定基準
⒁	排煙設備（細則第２９条第１項第２号に規定するものを除く。以下同じ。）	排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
⒂	特別避難階段	階段室又は令１２３条第３項第１号に規定する付室の排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
⒃	非常用エレベーター	昇降路又は令１２９条の１３の３第３項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況	各階の主要な排煙設備の作動を確認する。	排煙設備が作動しないこと。
⒄	非常用の照明装置（細則第２９条第１項第２号に規定するものを除く。）	非常用の照明装置の作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。	非常用の照明装置が作動しないこと。
⒅		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。
⑴項、⑷項、⑹項、⑾項及び⒀項から⒄項までについては、３年以内に調査方法の欄に掲げる方法と同等の方法で実施した調査等の記録がある場合にあっては、同欄に掲げる方法にかかわらず、当該記録により確認することで足りる。				

２　付加する調査項目等に係る調査を要する建築物

細則第２８条第４項の規定に基づき市長が定める建築物は、建築基準法第１２条第１項の規定による調査を要する建築物とする。

附　則

この告示は、令和７年７月１日から施行する。この告示による規定は施行日以後に行われる調査について適用し、同日前に行われた調査については、なお従前の例による。

（都市計画局建築指導部建築安全推進課）